

○津軽広域連合情報公開条例

(平成20年 2 月28日 条例第 1 号)

改正 平成28年2月25日 条例第 5 号
令和 5 年2月15日 条例第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 公文書の開示等
 - 第 1 節 公文書の開示（第 5 条－第17条）
 - 第 2 節 雑則（第18条－第20条）
- 第 3 章 雑則（第21条・第22条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、住民の広域連合行政についての知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、広域連合の保有する情報の一層の公開を図り、もって広域連合の有するその諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な広域連合行政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- （2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、広報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（解釈及び運用）

第 3 条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。この場合において、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（適正な請求及び使用）

第 4 条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求する者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、当該公文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

第 2 章 公文書の開示等

第1節 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは他の条例の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示により公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(広域連合、国、独立行政法人等、広域連合以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 広域連合の機関、国の機関、独立行政法人等、広域連合以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 広域連合の機関、国の機関、独立行政法人等、広域連合以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、広域連合、国、独立行政法人等、広域連合以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 広域連合、国又は広域連合以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合に

において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にいても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

- 第9条** 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

- 第10条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。

（開示請求に対する決定、通知等）

- 第11条** 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る公文書の全部又はその一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る公文書の一部を開示する旨の決定をした場合又は前項の規定により開示請求に係る公文書の全部を開示しない旨の決定をした場合において、当該公文書の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲をこれらの規定による通知に係る書面に記載しなければならない。

- 4 第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、開示決定等の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 6 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそ

れがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第4項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書に係る開示決定等をする期限

7 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める公文書を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(1) 第4項に規定する期間内に決定通知がない場合（当該期間内に第5項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。） 開示請求に係る公文書

(2) 第4項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された開示決定等の期限までに開示決定等がないとき 開示請求に係る公文書

(3) 第4項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合

ア 前項前段に規定する開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき決定通知をすべき期間内に当該開示決定等がないときにあっては、開示請求に係る公文書

イ 前項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの公文書に係る開示決定等がないときにあっては、当該残りの公文書

(事案の移送)

第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議のうえ、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 開示請求に係る公文書に広域連合、国、独立行政法人等、広域連合以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条及び第17条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知し

て、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第7号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第17条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第14条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、開示請求に係る公文書を直接閲覧又は視聴に供することにより当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る公文書の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該公文書に代えて、当該公文書を複写した物を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより、行うことができる。

- 2 公文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては、これらの写し又はこれらを複写した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。

- 3 開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初が開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

（費用負担）

第15条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

- 2 開示請求をして電磁的記録の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

（法令又は他の条例による開示の実施との調整）

第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第14条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第14条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(審査請求があった場合の手続)

第17条 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、津軽広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。この場合において、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容して当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人（当該審査請求をした者をいう。以下同じ。）及び参加人（行政不服審査法第13条に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 諮問実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。
- 5 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2節 雑則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第18条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書の目録を一般の閲覧に供すること等により、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(公文書の管理)

第19条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の管理に関する定めを設け、公文書の分類、作成、保存及び廃棄

に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定め、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示状況の公表)

第20条 広域連合長は、毎年度、この条例による公文書の開示の状況を公表しなければならない。

第3章 雑則

(情報公開の総合的推進)

第21条 広域連合は、この条例の目的にかんがみ、住民が広域連合行政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報活動、委託事業及び補助金等の交付に係る事業の実施状況に関する資料の収集及び整備その他の行政資料の提供等の情報提供施策の充実を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関して必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書

(2) 施行日前に作成し、又は取得した公文書のうち、永久保存とすることと定められているものであって、目録等当該公文書の検索に必要な資料が整備されているもの

(適用外公文書の開示)

3 実施機関は、施行日前に作成し、又は取得した公文書であって、目録等当該公文書の検索に必要な資料が整備されている永久保存文書以外のものの開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

4 第7条から第10条まで及び第15条の規定は、前項の規定による公文書の開示(以下「任意開示」という。)について準用する。

5 実施機関は、任意開示の申出に対する諾否について苦情の申出があった場合において、これを適正に処理するため必要があると認めるときは、津軽広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。この場合において第17条第3項の規定を準用する。

附 則 (平成28年2月25日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関の決定又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和5年2月15日条例第1号)

この条例は、令和５年４月１日から施行する。